令和5年第2回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和5年6月19日午前8時57分

〇会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

井 溪 港 斗 栗田八郎 1番 2番 3番 平田美穂 4番 大 石 哲 雄 耕平 5番 山 本 哲 也 6番 正垣 7番 家根谷 美智子 8番 中井 照恵 9番 吉 本 和 広 10番 谷端 清 松井孝恵 12番 樫木正行 11番

欠席議員(なし)

〇出席した事務局職員は次のとおり

事務局長樫山裕子副局長小倉一仁

〇地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長 副 町 長 山本敏章 奥 田 誠 会計管理者 教 育 長 宮 内 一 裕 笠 松 昭 宏 (会計課長) 総務課長 十 河 貴 子 総務課副課長 目 良大敏 孝 生 振興課長 平尾好 振興課副課長 山根 康 税務課長 芝 健 治 住民課長 和 哉 瀬 田 福祉課長 住民課副課長 芦口正史 木 村 陽 子 福祉課副課長 平岩 晃 福祉課副課長 本 真理子 坂 建設課長 長 寿 課 長 宮本真里 栗田信孝 建設課副課長 谷 本 和 久 上下水道課長 谷 本 誠 上下水道課 教育委員会 陸平 三浦 将 史 誠 事務局長 副 課 長 教育委員会 教育委員会 事務局学校 前芝 吉田 忠 弘 由 希 給食センター 事務局副局長 所 長

〇本日の会議に付した事件

日程第 1 承認第 1号 上富田町税条例の一部を改正する条例

日程第 2 承認第 2号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 3 承認第 3号 令和4年度上富田町一般会計補正予算(第7号)

日程第 4 承認第 4号 令和5年度上富田町一般会計補正予算(第2号)

日程第 5 承認第 5号 令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第

1号)

日程第 6 議案第29号 上富田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条

例

日程第 7 議案第30号 上富田町保健衛生事故調査会設置条例の全部を改正する

条例

日程第 8 議案第31号 令和5年度上富田町一般会計補正予算(第3号)

日程第 9 議案第32号 令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第2

号)

日程第10 議案第33号 工事請負契約の締結について(令和5年度 国災 第1

号 公共土木施設災害復旧事業 町道一乗寺加茂線道路

災害復旧工事)

日程第11 議案第34号 物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 非

常備消防事業 消防ポンプ自動車購入)

日程第12 議案第35号 物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 小

学校管理事業 電子黒板購入)

日程第13 議案第36号 町道路線の認定について

日程第14 議案第37号 上富田町教育委員会委員の任命について

日程第15 議案第38号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について

日程第16 発議第 1号 インボイス制度の延期・見直しを求める意見書(案)

日程第17 議員派遣の件について

日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時57分

〇議長 (大石哲雄)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回上富田町議会定例会第3 日目を開会いたします。

本日も上着を取っていただいて結構かと思います。当局の方も上着を取っていただい て結構であります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

各議案の賛否の際、原則として起立でありますが、樫木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

△日程第1 承認第1号~日程第13 議案第36号

〇議長 (大石哲雄)

この際、日程第1 承認第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求める件から日程第13 議案第36号、町道路線の認定についてまで13件を 一括議題といたします。

△日程第1 承認第1号

〇議長 (大石哲雄)

日程第1 承認第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

4点、お伺いします。

森林環境税と森林環境譲与税との違い、特に目的について教えてください。

2点目、非課税世帯にも課税されるのか。その点について教えてください。

非課税世帯に課税されるとすれば、世帯に5人いれば、子供も含め5,000円の年間課税となるのかというのも教えてください。

4点目、逆進性が強まるのではないかという点についてお伺いします。 以上です。

〇議長(大石哲雄)

税務課長、芝君。

〇税務課長(芝 健治)

お答えいたします。

4点、ご質疑をいただきました。まず、森林環境税と森林環境譲与税の違いでございますが、森林環境税とは、国民が1か年に対して1,000円納めるという国税でございます。一方、森林環境譲与税というものは、税という言葉がついておりますが、国から県並びに市町村に交付される財源、森林施策あるいは森林の災害防止等を図るための施策のために使ってくださいといってもらえるお金でございます。森林環境税は国民が納めるもの、森林環境譲与税は国から地方が受け取るもの、この2つの違いがございます。。

目的については、森林環境譲与税の財源については、パリ協定の枠組みの下で、我が国における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する、そういった観点からでございます。

それから、3点目、非課税世帯ということですけれども、これについては今までの住 民税の計算と同様でございます。住民税の均等割の計算と同様でございますので、基本 的に、住民税の均等割非課税の方については課税はされません。今までと同じというふ うに思っていただければと思います。

あと、逆進性のお話ですけれども、これに関しましても、今までの防災に対する施策として県の500円、町の500円、この合わせた1,000円の分が置き換わるということになりますので、これまでと何ら変更はございませんので、逆進性ということについても問題はないかと思われます。

以上でございます。

〇議長 (大石哲雄)

吉本君。

〇9番(吉本和広)

お答えいただけなかったのが、非課税世帯で均等割のところにかからないところはかからないという。だから、均等割がかかるところにはかかるということになると思うんですけれども、その場合、均等割がかかる場合、さっき子供も含めて5人いれば5,00円になるということですよね。

それと、税として逆進性、要するに所得に応じての金額でなくて、固定された金額だということだから、所得の低い人ほど負担が重くなって、高い人ほど負担が軽くなるという、そういう逆進性があるのではないかという質問だったんですけれども、その点に

ついて2点、すみません。

〇議長 (大石哲雄)

芝君。

〇税務課長(芝 健治)

お答えいたします。

まず、1点目、逆進性については、これについては特に働かないと思われます。といいますのは、一定の非課税の方についてはもう非課税ということで何ら変わりませんので、言わば消費税のように、みんながお買物をして全部10%かかる、所得の高い人も所得の低い人も全部10%かかる、まさしく、それだったら逆進性と言われるかも分かりませんが、住民税均等割に関しては、逆進性は働かないというふうに考えます。

もう一点は、世帯全員にかかるというお話ですけれども、あくまで住民税というものに関しては、一人一人に対して課税されるものでありますので、子供に対して課税される、そういうことはございません。あくまで、一定の所得のある方に対して、住民税の均等割が課される。その課される方について、この森林環境税も課されるということでございますので、家族5人いたらその5人分全員かかるのかというと、そういうわけではないというふうに認識しております。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

よろしいか。

(「はい」と吉本議員呼ぶ)

〇議長 (大石哲雄)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

承認第1号、専決第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例への反対討論をします。

地球環境の悪化は深刻なものがあります。特に二酸化炭素の排出量を抑えなければ、

取り返しのつかないことになります。そのことに取り組み、地球環境を守らなければなりません。

個人住民税への課税は固定額の課税であり、所得が非課税の人にも課税される逆進性 の高い税であり、その均等割への一律額上乗せは、低所得者への負担をさらに強めるも のです。大量に二酸化炭素を排出している企業と国が引き受けるべき負担を、森林吸収 源対策や森林の公益的機能の恩恵を口実に、国民にのみ押しつけるものとなっています。

さらに、森林環境譲与税として市町村と都道府県に配分されますが、不合理な配分率により、結果として森林のない都市のほうが、森林のある地方より譲与税が大きくなるという矛盾も生じています。以上の理由で反対します。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長 (大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第2 承認第2号

〇議長 (大石哲雄)

日程第2 承認第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

承認第1号、専決第3号国民健康保険税の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。

全国知事会、全国市長村会など地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとして、これを解決するために国費投入、国庫負担を増やして、国保料・国保税を引き下げることを国に要望し続けています。高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するには、公費を投入するしかありません。

国保料・国保税の高騰は、国保に対する国庫負担の抑制と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で起こりました。現在、国保財政への公費負担は、国と都道府県で4.6兆円ですが、これを1兆円増やせば、国保料・国保税を協会けんぽ並みに引き下げることができます。5割軽減、2割軽減の拡大には賛成ですが、国保の構造問題を解決せずに、後期高齢者支援分の限度額を20万円から22万円に引き上げることには反対です。

以上を反対討論とします。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分 の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長 (大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第3 承認第3号

〇議長 (大石哲雄)

日程第3 承認第3号、令和4年度上富田町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第3号、令和4年度上富田町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の 承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第4 承認第4号

〇議長 (大石哲雄)

日程第4 承認第4号、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

専決処分が4月28日となっていますが、通達はいつ来たのか、教えていただけますか。

〇議長 (大石哲雄)

福祉課副課長、平岩君。

〇福祉課副課長(平岩 晃)

お答えをいたします。

この低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、国からの実施要綱が4月28日付でこちらのほうに示されております。それに伴いまして即座に専決処分を行いまして、5月中の振込を行うという手続を行いました。

以上でございます。

〇議長(大石哲雄)

よろしいか。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

すみません。ちょっとこの質問が適切であるかよく分からないんですけれども、田辺市は5月1日に臨時議会を開いて、地方自治法が専決処分に対する179条で、専決処分が議会の権限に属する事項を町がやむを得ない場合に代わって行う制度であることを踏まえて、その運用に当たって制度の趣旨を逸脱することがないようにすべきであるとの観点から、専決処分が可能となる場合を緊急性を要する場合に限定して明確化するために、議会を開くいとまがないときを、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときと改めたことを受けて、5月1日に臨時会を開いてやっておるんですけれども、これは開く時間が、自治法が定める議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということに当たるという認識なんでしょうか。

〇議長 (大石哲雄)

平岩君。

〇福祉課副課長(平岩 晃)

お答えをいたします。

今回の給付金につきましては、5月中に給付を行うということで、できるだけ早いめに低所得者の方々への支援をするということが大きな目的になっております。今回のこの決定を受けまして、大きくは事務的なところになりますが、システムの改修、そういったところにかなりの時間を要するということ、また、給付の手続からお手元に振り込むまでということの、5月中ということのスケジュール感としたときには、こちらのほうでは時間がこの専決処分が必要で、5月中に振り込むための時期としては、対応としては適切だったというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(大石哲雄)

よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

次に、賛成討論の発言を許します。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

低所得者の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金として900万円、事務費等に係る費用を含めて1,100万円の予算を早急に執行することについては賛成です。 ただ、安易ではありませんが、議会の趣旨からして専決処分をできる限り行わず、臨 時議会を開くことを申し上げて、承認第4号、専決第5号に賛成します。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第4号、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の 承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第5 承認第5号

〇議長(大石哲雄)

日程第5 承認第5号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

一時借入金の補正なんですけれども、5,000万円を追加して、最高額を8,000万円とするとなっておるんですけれども、何か事業を考えられておられるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

〇議長 (大石哲雄)

建設課長、栗田君。

〇建設課長 (栗田信孝)

ご質問にお答えさせていただきます。

事業を考えているものではございません。一借の利子分を計上させてもらっている現 状でございます。

- 一借についてですけれども、ご説明させていただきます。
- 一時借入金を借りずに事業を進めていきたいと考えていますが、一時的に工事請負費

等の支払いのための収入の財源確保が困難な場合を想定して、予算計上を行っております。5年度の宅地造成事業会計は、約9,000万円近い赤字会計でございます。事業を行うに当たり、財務上このような予算組みが必要となってきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (大石哲雄)

よろしいか。

(「はい」と吉本議員呼ぶ)

〇議長 (大石哲雄)

それでは、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第5号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第6 議案第29号

〇議長 (大石哲雄)

日程第6 議案第29号、上富田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

確認と、今考えておられることをお聞きしたいので質問いたします。

現在、どのような申請でこのような申請の方法を取ろうと考えておられますか。住民 の利便性の向上につながることを、どのような申請で今考えておられるのかということ を1点お聞きします。

もう一点は、本人確認にマイナンバーカード等の使用の義務づけを図ることはないの かという問題が2点目です。

3点目は、そうだと解釈して当たり前なんですが、一応確認のために。書面による申 込みと併用すると認識しておるのですが、間違いないかということです。

3点、お願いいたします。

〇議長 (大石哲雄)

総務課副課長、目良君。

〇総務課副課長(目良大敏)

お答えします。

まず、1点目、どのような利用というか活用を考えているかというご質問に対してですが、現時点では、まず初めには、施設の貸出しであるとか、例えばマイクロバスの貸出しであるとか、そういった点からこのデジタル化、デジタルを活用した方法によりやっていけないかということで、課内で検討を進めているところでございます。

2点目は、すみません、2点目は何ですか。

(「本人確認のためにマイナンバーカード等の使用を義務 づけることはないのかと、はい」と吉本議員呼ぶ)

失礼しました。マイナンバーカード等のひもづけに関しては、特に義務づけるものではございません。今回の条例は、デジタルを活用することができるというものでありますので、この条例をもって義務づけるといったものではございません。

3点目が、書面による併用という部分でございますが、これは先ほどのマイナンバーとも共通しますけれども、今回のものはデジタルを活用することができるというものでございますので、もともとあるこの書面での申請を条例等で規定されている場合、それを打ち消してしまうというか、そういった趣旨のものではございませんので、あくまでデジタルを活用することができるということですので、併用することも今後なっていこうかと考えております。

〇議長 (大石哲雄)

よろしいか。

(「はい」と吉本議員呼ぶ)

〇議長 (大石哲雄)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号、上富田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を 採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第30号

〇議長 (大石哲雄)

日程第7 議案第30号、上富田町保健衛生事故調査会設置条例の全部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

現条例の1条には、「上富田町長と西牟婁郡医師会との間に締結された「保健衛生業務についての契約書」第9条に定める諸措置について審議し」とありますが、案にはこの部分がありません。各事業所ごとに詳しい契約があるのでなくしたと少しお聞きしましたが、詳しく説明していただけますか。

2点目です。現条例の3条には、「調査会は、上富田町、田辺保健所及び西牟婁郡医師により選出された委員をもって組織する。この人員の構成は、上富田町2名、田辺保

健所1名、西牟婁郡医師会2名とする。」とありますが、案には、(1) 医師、(2) 和歌山県の職員、(3) 町の職員となっています。この構成の人数は、現条例の人数であるのか。5名以内となっていますが、案は。医師は、現在の運用では西牟婁郡医師会長と町内医師1名の2名で運用するということなんですが、(2) の和歌山県職員は、保健所職員ということで前の条例にも書かれておりますが、これについては変更がないのか。どのように運用するのか。人数も医師2名とかそういうことも書かれていませんし、その運用をどのようにされるのか、ちょっと運用が変わるのか。その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

〇議長 (大石哲雄)

福祉課副課長、坂本君。

〇福祉課副課長(坂本真理子)

お答えします。

1点目のご質問につきましては、現行の条例の第1条にある保健衛生業務についての契約書につきましては、過去に西牟婁郡医師会や各医療機関と締結していた包括的な契約であり、現在は定期予防接種業務委託契約書や各種検診事業に関する契約書など、保健衛生事業ごとに関係医療機関等と契約を締結しております。

当時締結しておりました保健衛生業務についての契約書の第9条の主な内容は、保健衛生の実施により生じた事故の処理解決などについて、町が設置する保健衛生事故調査会の審議に付すことが定められています。当時に締結していた契約と契約形態が変更となったため、今回上程いたしました条例(案)の第2条に、調査会が対象とする保健衛生業務の対象事業について明記するなど、現代に即した内容に整えるものとなっております。

2点目のご質問につきましては、上程をいたしました条例(案)の第3条の医師につきましては、現状として、主に西牟婁郡医師会長と町内の医師の合わせて2名の方に委員をお願いしております。和歌山県の職員につきましては、田辺保健所長に委嘱しております。運用そのものとしましては、同じような形で運用したいと考えております。

今後、調査の内容等の状況によっては、西牟婁郡医師会という地域にかかわらず、幅広く専門的な識見を有する方にも委嘱できることを想定して、医師という形にしております。また、和歌山県の職員につきましても、今後も田辺保健所長にお願いしたいとは考えておりますが、田辺保健所の所属名にかかわらず、県関係機関からの協力を得られることも想定した表記とさせていただいております。

以上よろしくお願いします。

〇議長 (大石哲雄)

よろしいか。

(「はい」と吉本議員呼ぶ)

〇議長 (大石哲雄)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号、上富田町保健衛生事故調査会設置条例の全部を改正する条例 を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第31号

〇議長 (大石哲雄)

日程第8 議案第31号、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第3号)について 質疑を行います。

まず、歳出について質疑を行います。105ページからです。一括でお願いします。 9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

すみません。ちょっと非常に分かりにくくて、質問がちょっと多数にわたるんですけれども。

〇議長 (大石哲雄)

質疑ですよ。

〇9番(吉本和広)

質疑が、多岐にわたるんですが、すみません。

106ページの商工費の委託料のスポーツ観光促進事業委託料について、私もやればやるほど分からなくなってちょっとお聞きするんですが、このスポーツ観光促進事業というのは、町が地方創生の中でやってきていることなんだなと思うんですけれども、その他も、例えばウエルネスDAYとかというのは、町が町民にスポーツ振興を目的に、ウエルネスの協力も得て企画した町の事業を、積算根拠によってウエルネスさんに委託するということになっているので、そのとおりだと思うんです。

ちょっと、その要綱を頂きたいといって頂いたら、その中に要綱じゃなくて、これに使っているということでしかなかったんで、ちょっとよく分からないんで質問するんですが、例えば、横浜マリノス誘致と書いてあるんですね。それに20万円と書いておられるんですが、上富田町は、特別に横浜マリノスを誘致するための事業を計画していたのかということと、特別に横浜マリノスを応援というのに3万とかついておるんですけれども、特別に横浜マリノスを応援している事業を計画しておられるのかなと、これを見ると思ってしまうんですけれども。

普通、町の地方創生事業に使うんだったら、町のやっている事業で交流人口を増やすために、町の経済を活性するためにというと、前に言った町内のスポーツ合宿の宿泊助成金とかそういう要綱があって、その要綱に基づいて行っていく。それが、地方創生の寄付金が来たので、より使ってもらえるように増やすと。そういう事業に対して増やすというんだったら分かるんですけれども、もらったのは、横浜マリノス誘致と書かれておるので、一体これは何の事業への助成なのか、よく分からないんですね、これ。助成についてやから、こういうことを助成するとなかったので。それで、特にほかにもあるんですが、だから合宿宿泊助成事業に20万円プラスしたとか、それがたまたま横浜マリノスでしたというんだったら分かるんですけれども、ちょっとこの要綱がよく分からないというのと。

もう一つ、2点目はウエルネスカップ少年サッカー大会とウエルネスカップ少年野球大会というのがあるんですけれども、これはどこが主催している大会なのか。町がスポーツ振興をするために事業計画を持って計画していて、それにふるさと納税の基金を使うというのなら分かるし、例えばその大会の要綱をつくって、どんな大会でもその要綱に基づいたら、町はスポーツを地域交流を図るために補助金を出しますよというような形で要綱があって、そういう事業に賛同して企業が寄付金をくれたんだったら、町がそれをどう分配するかという割合とか、それに基づいてやると分かるんですけれども、何かその大会と書かれているので、これはよく理解しにくいんです。

もう一点は、社会人参加フェスティバルの協賛とか、ウエルネスカップ支援とか書かれておるんですけれども、これもだからどういう事業要綱に基づいて出されているのかというのは、何の事業に対するあれなのかがちょっと分からないということなんです。

それで最後に、特に分からないのが、芝生の養生、肥料投資と書かれているんですけれども、これはウエルネスでの芝生管理に関する費用であって、当初予算でたしか200万円増やして1,050万円にされ、48万ですかね、されていると思う、積算して。だから、これは管理費ですよね。だから、別に上富田町が芝生を増やすというような事業をやっているわけでもないし、委託事業ではないんではないんかというふうに思うんです。

だから、ちょっとどういう事業、全国の企業版ふるさと納税を見ていると、いろんなことを企業とするのにいろんな方策を考えて、それに対してこれは町が実施するとか、これは委託するとか、これは補助金で要綱をつくって補助するとか、そういうことでやっておられると思うんです。私も全部、一度見てみたんです、いろんな。それからすると、この頂いたのではちょっと資料は不十分じゃないかなと思うんです。

ですから、ちょっとその辺、今質問しました5点ばかりですか、一度先に答えていただけたらと思います。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

振興課長、平尾君。

〇振興課長(平尾好孝)

質疑にお答えします。

まず、1点目というか、最初この企業版ふるさと納税の流れをまず説明させてもらいます。企業版ふるさと納税は、普通のふるさと納税というのは待っていても結構寄付はしてくれるんですけれども、企業版ふるさと納税は、待っていても寄付してくれる企業なんて全く出てこないと思っています。

先日の平田議員の一般質問で、町長もいろんな企業と触れ合っていけよと、そういう話があったと思うんですけれども、僕らもいろんな企業とセミナーとか研修会とか、そういうところでどんどんどんどんつながりを持っています。その企業さんのパーパスというのか、ビジョンというのか、そういうのを調べたりしたりとか、CSRでどういう活動をしたいよとかいうのをお聞きしながら、行政が今やりたいというそういう事業もお話しして、それが合致すれば、初めてこの企業版ふるさと納税、こういったのがありますよ、ぜひこういう企業版ふるさと納税を活用して一緒になってこの地域づくりをしていきませんかという。そこでオーケーをもらえれば、初めて企業版ふるさと納税をし

ていただけるという、そういう流れになります。

100万とか200万とか、いろんな企業版ふるさと納税を頂いているんですけれども、その中の内訳については、一番は企業側のこういうことをしたいよというそういう要望があります。基本的にそういう要望に沿って、100%聞いているわけではないですけれども、基本的にその要望に沿って、かつこっちも意見を言わせていただきながら調整して、予算を組んでいるという格好になります。

質問4つだと思うんですけれども、まず1点目は、横浜マリノス誘致。これ2年前から、横浜マリノスのユースを関東のほうから誘致しています。これも会社名を言ってもいいと思うんですけれども、アイセンさんという、この間、上富田町と包括支援協定を結んだ海南の会社なんですけれども、そこがセレッソ大阪とか、ガンバ大阪とか、あとこの横浜マリノスですとか、そういうところとつながりがあるというのもありまして、この企業版ふるさと納税の中で、ぜひ横浜マリノスを支援して合宿誘致したい。合宿誘致するだけでなくて、同じようにガンバとかセレッソのチームを呼んで交流戦をしてもらって、それを地元の人にぜひ見てもらいたいと。今年の横浜マリノスが来たときなんて、ウオーキングサッカーとかいろんな交流も含めて、この上富田町をいろんなスポーツ関係で活性化させたい、そういう意味の中でやっています。だから、ここにいろんなものがあるんですけれども、これ全部、寄付者側の意向で組んだものです。それが1点目です。

2点目は、ウエルネスDAY。ウエルネスDAYについては、主催はウエルネスです。 違いました、しましたよね。主催はウエルネスです。

(「カップ」と吉本議員呼ぶ)

ウエルネスカップも主催はウエルネスです。南紀ウエルネスツーリズム協議会です。 これも寄付者側の意向で、そういう大会を通じて子供の青少年育成を図っていただきたい、かつ、やるだけじゃなくて、県外からもいろんなチームを呼んで、関係人口、交流人口、そういったのを図っていただきたいという趣旨がありましたんで、それに沿ってこの大会を開催させていただくと。だから、補助金とかそういう類いではなくて、その事業自体を業務委託していますので、ウエルネスが主催になります。

3点目、社会人のサッカー大会だったと思うんです。これも同じです。これはJFL、日本フットボールリーグ、関西の社会人リーグ、そういったレベルの社会人のサッカーチームを呼んで、この上富田スポーツセンターでそういう大会をして、地元の小・中・高校生に、トップレベルではないですけれども、ほぼプロに近いレベルの試合を実際に見ていただこうということで、これはもう何年も前から、これはアイセンさんも含めて、もうお名前言ってもいいんですけれども、エバグリーンさんとか、ぜひそういう大会を

継続してほしいということで一緒になってやっています。

芝生ですね、最後。ぱっと見た場合は、芝生の養生に使うというのはおかしいと思うんですけれども、やっぱりいろいろその大会をしたりとか、マリノスが来たときに、元Jの監督とかいっぱいいるんですね。そういう人らも、こんな芝では次は来られないよという、もっといい芝にしてくれよという声を、この企業さんも間接的に聞くらしいんですよ。芝をよくしてほしいよと、僕らのほうに要望が来るんですけれども、僕ら業務委託料で組んでいる芝の養生費の中でやってくださいという話はするんですけれども、そのときにも、じゃ、この企業版ふるさと納税を使って、誘致活動の一環の支援として、もっといい肥料、もっと芝の量も増やしてほしいよと、ぜひそれにこれを活用してほしいということで、大会前にそういったことで肥料とかもちょっと多めにまかせていただいていると、そんな格好になっています。

以上でよろしいでしょうか。

〇議長 (大石哲雄)

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

2点なんですけれども、ウエルネスカップ、JOYリーグ支援と、さっきエバグリーンさんがやっているとか、やっていたとかやっていなかったとか、支援しているとか、ちゃんと聞けなかったんですけれども、これはもともとはその企業さんがやられていたものなんですか。それとも、町がやっているのを支援するという、企画している。ちょっと支援と書いてあるので何なのか、物すごく分かりにくいんですが。どこかの企業さんがやられているのを支援しておられるんですか。その辺はちょっとあと幾つか質問あるんで、まずその辺も明確にお願いしたい。ちょっとまだあるんです、質問、ほかにも。それと、そういう事業計画があって、それに対してどういうお金の出し方をするという計画書みたいなのがきちんとつくられているんですか。大会要綱の中に、この大会とこの大会について、町としては重要であると考えるので、その実施を委託してやるとか、そういうことが計画の中にあってやっているのかと。

もう一つ、国の資料を見ると、町の問題意識と企業の問題意識が一致して、そこで進めていくということになっていると思うんですよ。だから、企業がこれやれ、あれやれと言ったからって、町がそのことが必要かどうかというのは、地方創生の中で必要かどうかというのは、町が主体的に考えるべき問題ですよね。どの計画書を見ても、町がこういう事業計画をして、企業と一緒に取り組んでいるということで紹介されていた。私もビデオも見たんですけれども、そういう説明している自治体も、自治体のこんな課題があって、企業さんもそういう課題に協力できるということで一体化して取り組んで計

画しているということなんですけれども、その辺が町の中にどんな計画が、きちんと文書として計画されているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

〇議長 (大石哲雄)

平尾君。

〇振興課長 (平尾好孝)

1点目、JOYリーグへの支援ということだったと思います。JOYリーグというのは、あくまで南紀ウエルネスツーリズム協議会が主催でやっています。目的は、フットサル大会なんですけれども、フットサルをしている人、またスポーツをしていない人も楽しくやって、運動して健康になってもらうというのと、やっぱり横のつながりをつなげてもらうと、そういうことで開催しています。

これ実際、予算書から話したら、今回200万計上させていただいているんですけれども、アイセンさんという会社とエバグリーンさんという会社、100万ずつしていただいています。どっちもJOYリーグに物すごく興味を持ってくれていまして、この運用をぜひ継続してやってほしいということで、商品とかも渡しているんですね。そういったのに提供して使わせてもらっています。

2点目が、要綱等、それぞれあるんかということです。これ全部、この予算書にあるように、全部業務委託です。業務委託料の中で、それぞれの大会にはそれぞれ大会の参加要項、そういうのを全部ウエルネスのほうでつくっていただいて、参加の募集はしています。補助要綱みたいなものは、業務委託なんで、ないです。

3点目が、課題。先ほどもお話しさせてもらったんですけれども、企業側のCSR活動をやっていきたいということと、町の課題、これ合致して初めて企業版ふるさと納税というのは成立すると思いますので、その流れはちゃんと守ってやっています。

町の課題、これは総合戦略のほうにも載っていると思うんですけれども、スポーツを する人口を増やそうとか、交流人口を増やそうとか、その中に沿ってやっております。 以上です。

〇議長 (大石哲雄)

3回目、吉本君。

〇9番(吉本和広)

私が聞きたいのは、そういう計画の中に、スポーツを振興するには、大会に対して大会を開いていくという必要性があるということを町が思っていて、それだったらいろんな大会を町の施設でやることが観光につながるから、いろんな大会をやっていくんだという方針を持って、文書としてきちんと持っているのかということですよね。それに対して、応募がきちんとできるような要綱があって、いろんな大会を主催したかったら、

町に言ったらその中の要綱に沿った中でやっていただけて、町がどれだけ補助してもらえるとか、全額出してもらえるとか、そういうようなみんなが参加できる要綱がちゃんとつくられて、やっぱり計画が推進されていくべきだというふうに思うんです。

だから、その辺をもう少しきちんとしたものをやるならつくって、住民が見たときに、 町がこういうことでこういうことを推進しようとしているのかなという具体的なことが 分かるように。私たち議員もそうなんですけれども、全体像があって、こういうことで 進めていっている、それがこういう補助金であったり、委託であったりしているという ことが町民にも分かるように、もう少ししていただけたらいいんじゃないかなと思うん ですが、その辺は、私はそういう見識なんですが、どう考えますか。

〇議長 (大石哲雄)

平尾君。

〇振興課長 (平尾好孝)

この大会の中では、もちろん町民も参加できる大会というのは、結構イベントもあります。そこについてはウエルネスのほうで周知して、ホームページとか、LINEとか、いろんなのでやっていると思います。結構募集も来ていますので、例えばこのJOYリーグとかだったら、もうJOY1、JOY2、JOY3で今、二十何チームあるらしいんで、どんどん集まってきていますので、周知はできていると思います。

あと、この事業自体は、本当に企業側のこういうことをやってほしいよという。逆に、ほかの今回関係ないんですけれども、レンタルのキナンさんというところも、毎年、企業版をしていただいているんですけれども、そういったのはもう自転車オンリーなんですよ。例えばそこにサッカーの振興に使わせてほしいと行政側の気持ちを伝えたら、恐らくくれないと思います。やっぱり企業側のやりたいこと、CSRをやっていきたい、こういうことやっていきたいよということをしっかり酌んで、行政の課題と合致すればやっていく、それだけのことだと思っています。

(「もう一つだけ」と吉本議員呼ぶ)

〇議長 (大石哲雄)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

3回目で吉本議員、また次にお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

歳出全般です。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

それでは次に、歳入について質疑を行います。一括でお願いします。 103ページから。 103ページ、104ページです。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

104ページのさわやか上富田まちづくり基金繰入金というのは、主に何に使われているのか、教えていただけますか。

〇議長 (大石哲雄)

平尾君。

〇振興課長 (平尾好孝)

お答えします。

570万、今回計上させていただいているわけなんですけれども、まず106ページ、ちょっと見てもらえますか。ここに先ほど質疑がありました委託料のスポーツ観光促進事業委託料200万、それと、その一つ上の大人の社会塾人材育成事業費補助金170万、合わせまして370万です。

それと、108ページ、ご覧ください。一番上のスポーツセンタートイレ改修設計監理委託料100万円、それと、その下段、一番下に青少年育成町民会議の補助金100万、これを合わせましてこの予算計上にのせさせてもらっています。570万と一致すると思います。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

よろしいか。

(「はい」と吉本議員呼ぶ)

〇議長 (大石哲雄)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番、吉本君。

〇9番(吉本和広)

議案第31号、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第3号)に対する賛成討論を 行います。

物価高騰の中、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業、低所得世帯支援商品券事業、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料など、急を要する予算で賛成です。

スポーツ観光促進事業委託料については、企業版ふるさと納税の活用について、もう 少し検討が必要であるのではないかという意見を申し上げて、賛成します。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第31号、令和5年度上富田町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第32号

〇議長 (大石哲雄)

日程第9 議案第32号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第2

号) について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第32号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第2号) を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第33号

〇議長 (大石哲雄)

日程第10 議案第33号、工事請負契約の締結について(令和5年度 国災 第1号 公共土木施設災害復旧事業 町道一乗寺加茂線道路災害復旧工事)について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第33号、工事請負契約の締結について(令和5年度 国災 第1号 公共土木施設災害復旧事業 町道一乗寺加茂線道路災害復旧工事)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第34号

〇議長 (大石哲雄)

日程第11 議案第34号、物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 非 常備消防事業 消防ポンプ自動車購入)について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第34号、物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 非常備 消防事業 消防ポンプ自動車購入)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第35号

〇議長 (大石哲雄)

日程第12 議案第35号、物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 小学校管理事業 電子黒板購入)について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第35号、物品購入契約の締結について(令和5年度 第1号 小学校 管理事業 電子黒板購入)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第36号

〇議長 (大石哲雄)

日程第13 議案第36号、町道路線の認定について質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第36号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時13分

1100 1 101 0 10 1 0 00

〇議長 (大石哲雄)

再開します。

△日程第14 議案第37号

〇議長 (大石哲雄)

日程第14 議案第37号、上富田町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

〇町長(奥田 誠)

議案第37号を説明いたします。

議案第37号、上富田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、栗田宏美。

住所、上富田町朝来。

生年月日、昭和49年生まれ。

令和5年6月19日提出、上富田町長奥田誠。

任命理由を説明いたします。

栗田宏美さんにつきましては、本年7月10日をもって任期満了となりますので、引き続き教育委員として務めていただきたく、議会の同意を求めるものであります。

栗田氏は、同委員として3期9年の経験と、PTA活動や国際交流活動に積極的に取り組まれてきた経緯と深い見識をお持ちであり、町の教育や生涯学習の充実に幅広く寄与していただいており、適任な方であります。議会の同意方、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年7月11日から令和9年7月10日までの4年間となります。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第37号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

△日程第15 議案第38号

〇議長(大石哲雄)

日程第15 議案第38号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

〇町長(奥田 誠)

議案第38号について説明をいたします。

議案第38号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、高垣功一。

住所、上富田町岩崎。

生年月日、昭和22年生まれ。

令和5年6月19日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由の説明をいたします。

議案第38号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任につきましては、故佐々木誠司 氏より、3月31日付をもって一身上の都合により辞任の申出があり、高垣功一氏を上 富田町朝来財産区管理会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでござい ます。

高垣氏は、地域の信望が厚く、最適の人材と認めているところでありますので、議会 の選任同意をお願いするものです。

なお、任期につきましては、佐々木氏の残任期間として、令和6年6月14日までとなります。

以上、選任同意いただけるようお願い申し上げます。

〇議長(大石哲雄)

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第38号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める 件を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

△日程第16 発議第1号

〇議長(大石哲雄)

日程第16 発議第1号、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書(案)を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

〇事務局長 (樫山裕子)

朗読いたします。

発議第1号、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書(案)。

令和5年6月19日、上富田町議会議長大石哲雄様。

提出者、上富田町議会議員吉本和広。

賛成者、上富田町議会議員樫木正行、同じく松井孝恵、同じく平田美穂。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

次に、提案理由の説明を求めます。

9番、吉本和広君。

〇9番(吉本和広)

読んで提案理由に代えさせていただきます。

インボイス制度の延期・見直しを求める意見書(案)。

物価高騰が暮らしと営業に深刻な影響を与えている。2023年10月1日に、複数 税率に対応した消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方 式)の実施に向け、昨年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始された。対 象となるのは、1,100万人を超えると見込まれ、個人事業主、小規模農林水産業者、 フリーランス、個人タクシーや軽輸送ドライバー、塾や音楽教師、シルバー人材センタ ー会員など多岐に上る。

これまで年間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修など多大な事務、経費の負担が生じることになる。消費税免税事業者はインボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされる懸念がある。

同制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、 地域経済の再生を阻害しかねない。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税 理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の導入延期・中止を求める声が上が っている。

よって、上富田町議会は、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、下記事項について要望する。

記。

1、インボイス制度の延期・見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、正垣君。

〇6番(正垣耕平)

インボイス制度の延期・見直しを求める意見書の提出について、反対の立場で討論します。

まず初めに、制度の導入が近づくにつれ、それこそ様々な角度から議論が続いていることも承知しております。一方で、制度開始に当たって、事業者の皆様もそれこそ様々準備を進め、既に対応されておられるところと考えます。我々も、先日、6月8日に、田辺税務署の方から本制度について改めて説明を受けたところであります。

意見書の提出について反対するに当たって、インボイス方式導入をめぐる経緯と課題として、国立国会図書館調査及び立法考査局財政金融課がまとめられた文章を少し引用させていただきます。平成28年度税制改正では、我が国の消費税について、平成29年4月に予定されていた消費税率の10%への引上げ時に、軽減税率制度を創設するとともに、軽減税率制度の下で適正な課税を確保するために、平成33年4月にいわゆるインボイス方式(適格請求書等保存方式)を導入する決定がなされた。平成28年11月には、消費税率の引上げ時期を平成31年10月に再延期する決定を受けて、軽減税率制度は平成31年10月、インボイス方式は平成35年10月、令和5年10月です、に導入時期が延期されたとあります。今、引用したものは、このまとめの冒頭のさらにほんの一部の部分のみであります。そこから約2万字にわたり、本制度の必要性、また、上げられた問題点についてまとめられております。

このように、平成から導入が決定し、令和5年現在まで延期もしながら制度準備を進めていること、導入後計6年間の経過措置もしかれていることも踏まえ、私はこのタイミングで議会から延期見直しを求める意見書を提出することについて適当でないと考え、反対をします。

以上、反対討論を終わります。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書(案)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長 (大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議員派遣の件について

〇議長 (大石哲雄)

日程第17 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

〇議長(大石哲雄)

日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を 議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〇事務局長 (樫山裕子)

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より29項目、厚生建設常任委員会中井照恵委員長より25項目、議会広報特別委員会家根谷美智子委員長より1項目、議会運営委員会松井孝恵委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきまして、方法は委員会審査、 期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派 造承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。 町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

〇町長(奥田 誠)

令和5年第2回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告、承認、議案につきまして慎重審議をしていただき、全 てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、上富田町教育委員会委員の任命並びに上富田町朝来財産区管理会委員の選任に 関する人事案件について、2名の方のご同意をいただき、誠にありがとうございました。

次に、令和5年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、国からの電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用経費は、早急に対応していきます。特に、第6弾のかみとんだ地域元気活性化商品券支給事業につきましては、令和5年6月1日時点での住民票登録者1人当たり4,000円の商品券を、前回同様に簡易書留で世帯主宛てに支給します。また、低所得世帯支援の商品券支給事業については、低所

得者世帯に3万円を商品券で支給します。議員各位の皆さんに問合せなどがあれば、振興課まで問い合わせてほしいと連絡をお願いします。8月上旬から9月上旬にかけて各世帯へ商品券を支給し、9月上旬から使用できるよう進め、物価高騰による生活支援、また、町内に住所を置く事業者の支援や消費行動の喚起を図ってまいります。

なお、商品券の使用を希望する店舗については、6月下旬から7月上旬頃まで募集を いたします。

次に、朝来小学校水泳プール建て替え工事が完了し、6月16日に校長先生をはじめ5年生、6年生の児童と先生とで、授業の合間の時間を活用して竣工式を行いました。また、プール授業につきましては、本日プール開きを行いましたので、ご報告いたします。

次に、6月15日に発表された大東建託株式会社の街の住みここちランキング202 3において、県下30市町村の中で、上富田町が2年連続で1位となりました。この調査は、現在居住している市町村について、評価の平均値を集計して作成されています。

生活する上で利便性が高いことはもちろんですが、行政サービスがよいこと、ジュニアスポーツをはじめ、子育て環境も充実しており、現在も人口が伸び続けています。また、上富田スポーツセンターを核としたスポーツによるまちづくりを掲げた様々な取組が、上富田町は活気があるまち、元気なまちだというイメージにつながっています。県外から移住する際には、この街の住みここちランキングを参考にする方も多く、上富田町を知っていただく機会が増え、人口増加の一助になると考えています。引き続き、全ての人が健康で幸せになれるまち、ウエルネスタウン上富田を目指してまいります。

最後に、第3回定例会までには次の行事が予定されていまして、7月10日から20日まで大賀ハスまつり、8月26日の富田川友遊フェスティバルなどがございますので、 議員各位におかれましてもご参加、ご協力いただけるようお願いを申し上げまして、閉 会の挨拶とします。

本日は、誠にありがとうございました。

△閉 会

〇議長 (大石哲雄)

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和5年第2回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 樫木 正行

議事録署名議員 井渓 港斗